

アメリカ：IPR 手続開始決定に対する長官レビュー請求期限を 30 日に延長

Light & Wonder, Inc. 対 Evolution Malta, Ltd. 事件 (IPR2025-01072、Paper 30、長官決定 2026 年 6 月 22 日) (先例的決定) において、長官は 37 C.F.R. § 42.5 (b) に基づく権限を行使し、IPR (当事者系レビュー) 手続の開始を認める決定に対する長官レビュー (Director Review) 請求の 14 日という期限を適用除外としました。この適用除外措置により期限は 30 日に延長され、すべての「今後の」案件に適用されます。つまり、当事者は今後、手続開始の許可、手続開始の拒否、および最終決定のいずれに対しても、長官レビューを請求するために同じ期間を利用できることとなります。

14 日間の期限を適用しないという判断は、Light & Wonder 社の IPR 手続および同当事者間で行われている並行訴訟の「特異な手続的状況」を考慮した結果、なされたものです。当該訴訟において、連邦地方裁判所は、係争クレームが 35 U.S.C. § 101 (特許適格性) の要件を満たさない対象に向けられたものであると認定し、申立人による訴えの取り下げ (再提訴不可を条件とするもの) の申立てを認めました。この地方裁判所の決定は、審判部 (Board) による IPR 手続の開始決定後、かつ長官レビューを請求する期限が経過した後の下されました。また、特許権者は地方裁判所による無効の認定に基づき IPR 手続の終了を申し立てましたが、審判部にはそのような請求を認める権限がありませんでした。

「長官レビューの請求期限が経過した後、かつ審理が実質的に進行する前の段階で、状況の変化が生じる可能性があること」、および職権によるレビューの開始が「必ずしも最も効率的な手続きとは限らない」ことを踏まえ、長官は「今後」、長官レビューの請求期限を 30 日間に延長することを決定した。さらに長官は、「審理が実質的に進行していない」限りにおいて、「例外的な状況」下では、当該機関の決定に対する長官レビューの請求期限を延長し得ると説明しました。

例外的な状況の例としては、並行する訴訟においてすべてのクレーム (または実質的にすべてのクレーム) が却下された場合、係争中のすべてのクレーム (または実質的にすべてのクレーム) を無効とする事実認定および法的判断がなされた場合、あるいは Sotera 約定 (Sotera stipulation) への違反があった場合などが挙げられます。

最後に長官は、Hulu 事件の法理に基づき、Light & Wonder 社の IPR 手続を終了させることは適切であると結論付けました。係争中のすべてのクレームが無効と判断されており、かつ審理も実質的に進行していなかったこと

から、長官は「これらの IPR を維持することは不必要であり、非効率的である」と判断しました。